

No.	問い合わせ内容	回答
1	支援金の交付対象者は何か。	<p>以下のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>①令和3年4月30日時点において、奄美市内に事業所を有し、事業を営んでいる者。</p> <p>②鹿児島県新型コロナウイルス症対策時短要請(要請期間：令和3年5月10日から令和3年5月23日まで)に応じた市内飲食店等と直接取引がある事業者。</p> <p>③令和3年5月の売上高が、令和2年又は令和元年の5月の売上高と比較して20パーセント以上減少していること。</p> <p>※令和元年（平成31年）から令和3年中に開業した事業者については特例あり。</p> <p>④土地や建物、機材や調理用具等の賃貸借・レンタル事業者については、時短要請に応じた飲食店に対し、令和3年5月の賃料(一部期間でも可)を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できること。</p>
2	支援金額はいくらになるか。	<p>「令和2年又は令和元年の5月の売上高」から、「令和3年5月の売上高」を差し引いた額。ただし、上限額は中小法人で20万円、個人事業者で10万円とする。以下同じ。</p> <p>令和元年（平成31年）から令和3年の間に開業した事業者については特例があります。以下のQAを参照してください。</p>
3	令和3年1月から4月までに開業したのだが、支援金額はいくらになるか。	<p>開業月から4月までの事業収入の合計を、操業月数(開業日の属する月も操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。以下同じ。)で除した額から、令和3年5月の売上高を差し引いたもの(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。以下同じ。)とする。</p>
4	令和2年中に開業したのだが、支援金額はいくらになるか。	<p>令和2年の年間事業収入を、当該年の操業月数で除した額から、令和3年5月の売上高を差し引いたもの。</p>

5	令和元年中に開業したのだが、支援金はいくらになるか。	令和元年又の年間事業収入を、当該年の操業月数で除した額、又は令和2年5月の売上高のいずれかから、令和3年5月の売上高を差し引いたもの。
6	令和元年以前に開業しているのだが、支援金はいくらになるか。	令和2年5月又は令和元年5月の売上高から、令和3年5月の売上高を差し引いたもの。
7	個人の農家、漁師だが、対象になるか。	時短要請に応じた飲食店等に対して、品物を卸している場合等は、対象となります。その場合も、交付対象者の要件を満たしている必要があります。 ただし、飲食店に対してではなく、店員個人に対しての販売は対象外です。
8	花屋だが、お店に定期的にお花を卸している。対象になるか。	時短要請に応じた飲食店等に対して、お花を販売している場合は、対象となります。その場合も、交付対象者の要件を満たしている必要があります。 ただし、飲食店に対してではなく、店員個人に対しての販売は対象外です。
9	掃除用品をレンタル・リースしているが、対象になるか。	時短要請に応じた飲食店等に対して、掃除用品をレンタル・リースしており、かつ、令和3年5月の賃料(一部期間でも可)を減免、又は一時的な貸出停止を、「取引内容確認書」で確認できる場合に限り対象となります。 その場合も、交付対象者の要件を満たしている必要があります。 ただし、飲食店に対してではなく、店員個人に対してのレンタル・リースは対象外です。
10	「取引内容確認書」とは何か。	時短要請に応じた飲食店等に記入していただく書類です。その内容で取引の実態、レンタル・リースの減免や貸出停止を確認します。 <u>必ず、時短要請に応じた飲食店等に記入していただくようお願い致します。</u>